



福岡県医発第 1350 号（総）

平成 21 年 10 月 23 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横 倉 義 武
(公印省略)

医療機関に対する適格退職年金から他の企業年金制度への
移行に関する周知の協力依頼について

標記の件につきまして、日本医師会より本会に対して協力依頼がありました。

本件は、適格退職年金制度が、平成 24 年 3 月 31 日をもって廃止することが
決定しており、同日までに、他の企業年金制度等（厚生年金基金、確定給付企
業年金、確定拠出年金又は中小企業退職金共済）へ制度として移行し、年金資
産を移換する必要があることに伴うものであります。

この適格退職年金を実施している医療機関におかれましては、現在、適格退
職年金の廃止期限まで 3 年を切ったところであり、移行の検討や手続きには一
定の期間を要する（通常 1 年半から 2 年程度）と考えられることから、早期に
移行の検討に着手していただきますようお願いするものです。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了解いただきます
とともに、貴会会員へ周知徹底いただきますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 廣瀬真恵
会員福祉担当理事 永田正和
会長 丸山 泉

年税 19号

平成21年10月8日

都道府県医師会
年金担当理事 殿

日本医師会
常任理事

今村 聡



医療機関に対する適格退職年金から他の企業年金制度への
移行に関する周知の協力依頼について

今般、標記の件につきまして、厚生労働省医政局指導課長、及び、同省年金局企業年金国民年金基金課長連名により別添文書の通り、本会あて協力依頼がありました。

本件は、適格退職年金制度が、平成24年3月31日をもって廃止することが決定しており、同日までに、他の企業年金制度等へ制度として移行し、年金資産を移管する必要が生じていることに伴うものであります。

この適格退職年金を実施しております各医療機関におかれましては、もし移行の検討や手続きに入られていない場合は、早期に移行の検討に着手していただきますようお願いするものであります。

つきましては、貴会会員に周知徹底して頂きますようお願い申し上げます。

(添付資料)

1. 医療機関に対する適格退職年金から他の企業年金制度への移行に関する周知について（日本医師会 常任理事 今村聡あて）
（平21.10.1 医政指発1001第2号 年企発1001第6号 厚生労働省医政局指導課長、同省年金局企業年金国民年金基金課長通知）
2. 医療機関に対する適格退職年金から他の企業年金制度への移行に関する周知について（各都道府県衛生主管部（局）長あて）



(平21.10.1 医政指発1001第2号 年企発1001第6号 厚生労働省
医政局指導課長、同省年金局企業年金国民年金基金課長通知)

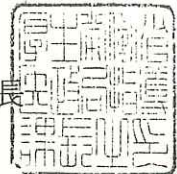
3. 適格退職年金 (説明資料)

4. 適格退職年の廃止が迫っています！ (説明資料)

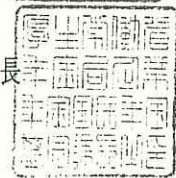
医政指発1001第2号
年企発1001第6号
平成21年10月1日

社団法人日本医師会
常任理事 今村 聡 殿

厚生労働省医政局指導課長



厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長



医療機関に対する適格退職年金から他の企業年金制度等への移行
に関する周知について

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

標記につきまして、今般、別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）長あて通知いたしましたので、御了知いただくとともに、傘下会員に対しその周知方よろしくお願いいたします。

医政指発 1001 第 2 号
年企発 1001 第 6 号
平成 21 年 10 月 1 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局指導課長

厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長

医療機関に対する適格退職年金から他の企業年金制度等への移行
に関する周知について

適格退職年金（法人税法附則第 20 条第 3 項の適格退職年金契約に基づく企業年金制度をいう。事業主が退職年金の支給を目的として任意に外部に積立てた資産及び給付等について税制上の措置が講じられている制度。別添参照）については、確定給付企業年金法（平成 13 年法律第 50 号）附則第 5 条により、平成 24 年 3 月 31 日をもって廃止することが決定している。

このため、適格退職年金については、同日までに、他の企業年金制度等（厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金又は中小企業退職金共済）へ制度として移行し、資産を移換していただく必要がある。

医療機関においても、この適格退職年金を実施しているところが多いが、現在、適格退職年金の廃止期限まで 3 年を切ったところであり、移行の検討や移行手続には一定の期間を要する（通常 1 年半から 2 年程度）と考えられることから、早期に移行の検討に着手していただけるよう、貴管下医療機関に対する周知方願います。

（参 考）

適格退職年金制度の移行に関する情報は下記アドレスからご覧いただけます。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/tekikaku.html>

<http://www.pfa.or.jp/tekinen-iko/index.html>

○ 法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）

（退職年金等積立金に対する法人税の特例）

第二十条 適格退職年金契約に係る信託、生命保険又は生命共済の業務を行う法人に対しては、これらの業務は第八十四条第一項（退職年金等積立金の額の計算）に規定する退職年金業務等に該当するものとみなして、各事業年度の退職年金等積立金について、退職年金等積立金に対する法人税を課する。

（第 2 項 略）

3 前二項に規定する適格退職年金契約とは、退職年金に関する信託、生命保険又は生命共済の契約（平成十四年四月一日前に締結されたもの（同日以後に締結されたもののうち実質的に同日前に締結されたものとして財務省令で定めるものを含む。）に限る。）で、その契約に係る掛金又は保険料及び給付の額が適正な年金数理に基づいて算定されていることその他の政令で定める要件を備えたものをいう。

（第 4 項及び第 5 項 略）

○ 確定給付企業年金法（平成 13 年法律第 50 号）

（適格退職年金契約の円滑な移行）

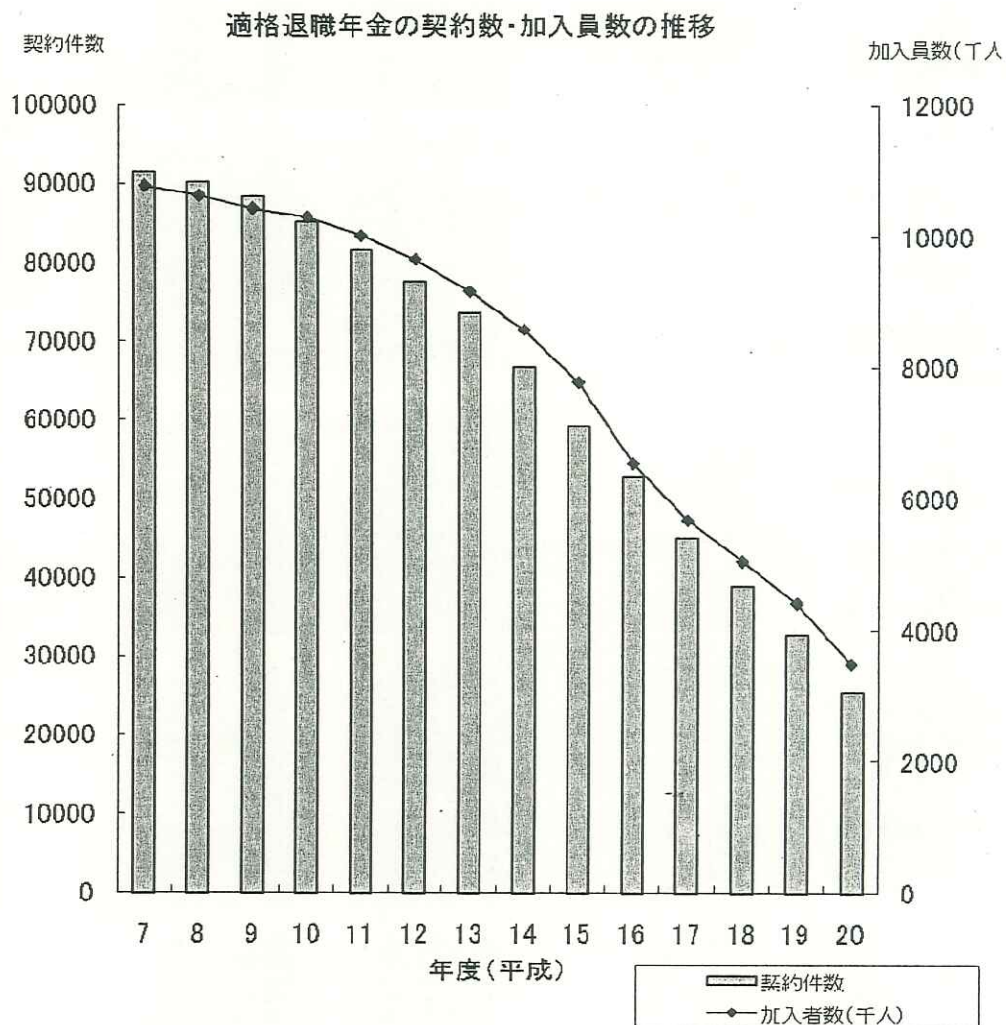
第五条 政府は、平成二十四年三月三十一日までの間に、附則第二十四条の規定による改正後の法人税法附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約の確定給付企業年金その他の制度への円滑な移行を図るため、確定給付企業年金制度の周知その他円滑な移行のために必要な措置を講ずるものとする。

適格退職年金

○ 企業の事業主が信託会社、生命保険会社などと契約し、従業員に年金給付を行う制度として、昭和37年に創設。一定の要件を満たす契約について国税庁長官の承認を受ける。

○ 平成21年3月末現在、契約件数25,441件、加入者数348万人。

○ 確定給付企業年金法の施行(平成14年4月1日)により、新規の契約は認められず、既存の契約については平成24年3月末までに他の制度への移行等の対応をとることとなる。



**適格退職年金の廃止が
迫っています！
今すぐ決断を…
他の企業年金への移行！**



貴社の年金制度は適格退職年金ではありませんか？

平成24年3月末、適格退職年金は廃止されます。

適格退職年金以外の企業年金への早めの移行をお勧めします。

※企業年金に移行するためには、検討開始から行政の認可・承認まで、1年半～2年程度かかります。
一刻も早い決断をお願いします。

適格退職年金以外の企業年金は、事業主掛金を損金算入できる点では適格退職年金と同様ですが、従業員の年金受給権が保護され、従業員の老後所得の確保がより確実になります。従業員の安心は企業にとっても魅力ある人材確保、魅力ある企業づくりに欠かせません。

＜適格退職年金の企業年金への移行支援本部＞

厚生労働省・企業年金連合会

日本商工会議所・日本経済団体連合会・生命保険協会・信託協会

適格退職年金から企業年金への移行期限迫る！ 企業年金の選択肢は3つ！

(適格退職年金の資産の企業年金への非課税のままでの移行は平成24年3月末まで)

適格退職年金

平成24年3月末までに移行

＜適格退職年金とは＞
法人税法施行令附則第16条に定める14の適格要件の全てを満たし、国税庁長官の承認を得て設立された退職年金制度。昭和37年に創設、税制上の優遇措置は得られていたが、受給権保護が十分でないことから平成24年3月末で廃止される。

企業年金

確定給付型企业年金

① 厚生年金基金

- 将来の給付額が確定しており、原則終身年金として支給されます。
- 国の年金の一部を代行給付しています。
- 運用実績により掛金の追加拠出が必要となる場合があります。

② 確定給付企業年金 (基金型・規約型)

- 将来の給付額が確定しています。
- 適格退職年金とほぼ同じ仕組みのため、自社の退職金制度にあわせた給付設計ができます。
- 運用実績により掛金の追加拠出が必要となる場合があります。

③ 確定拠出年金(企業型)

- 従業員自らが運用し、運用実績により従業員ごとに給付額が変動しますが、従業員の意識の高い老後資産形成を促します。
- 拠出金が確定しているため、事業主も安心です。
- 従業員に対し、制度に関する十分な説明や投資教育を行う責任があります。

退職金共済

中小企業退職金共済

- 国の機関によって運営され、「中小企業」にのみ認められています。

ご相談は、

▶ 適格退職年金移行相談センター(企業年金連合会)

03-5401-8713

▶ 企業年金連合会ホームページ <http://www.pfa.or.jp/>

▶ 厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>

移行に関する具体的なご相談は、貴社が適格退職年金の運営を委託している金融機関へ